



# 那覇市のシンボル



## 市花

ブーゲンビレア / Bougainvillea

ブラジル原産のツル性花木。  
花(実際は苞(ほう))は、秋から春の低温期に開花し、色は紫、赤、白、混色と多彩。  
土壌適応性が広くて乾燥にも強く、鉢植えやビルの壁面緑化、垣根などに幅広く利用できる。



## 市木

フクギ / Fukugi

幸福や繁栄をもたらすとされる常緑高木。  
暴風・防災樹にもなり、樹液は古くから植物染料として利用されている。  
円錐状の樹冠は濃緑色の枝葉を密生させ、沖縄独特の亜熱帯的景観とよく調和する。



## 市花木

ホウオウボク / Royal Poinciana

花が中国の伝説の鳥、鳳凰に似ているため名付けられたマダガスカル原産の花木。  
花の色は赤とオレンジがあり、梅雨明けから10月頃までに開花する。  
堂々とした樹冠は涼しい木陰をつくり、干ばつにも強い。



## 市魚

まぐろ / Thunnus

暖海棲で外海棲、回遊性の大型肉食魚で、日本を始めとする世界各地で重要な食用魚として漁獲されている。  
本市は、全国でも有数の生鮮マグロの産地であり、県内マグロ水揚げ量の約半分を占めている。年間を通して旬のマグロを味わうことができる。



## 市の蝶

オオゴマダラ / Idea leuconoe

マダラチョウ科の蝶。日本最大の蝶で、ひらひらと舞うように飛ぶ優雅な姿から「南国の貴婦人」の別名でも呼ばれる。さなぎは鮮やかな「黄金色」で神秘的な輝きを放つ。生息域は沖縄以南の亜熱帯地域で南国を象徴する蝶であり、市内各所で自然に舞うオオゴマダラの姿が見られる。

# 資料編

---

- 第5次那覇市総合計画策定までの経過
- 第5次那覇市総合計画の策定に向けた基本的な考え方について
- 第5次那覇市総合計画策定基本方針
- なは市民協働大学院からの市民提案
- 那覇市総合計画審議会による審議
- 那覇市総合計画審議会委員名簿
- 那覇市総合計画策定条例
- 那覇市総合計画策定推進本部設置要綱
- 那覇市総合計画策定専門部会設置要綱
- 那覇市総合計画審議会規則
- 指標一覧

第5次那覇市総合計画策定までの経過

年 月	取組内容	実施主体
平成28年 3月29日	第5次那覇市総合計画の策定に向けた基本的な考え方を策定	市
4月26日	第5次那覇市総合計画策定推進本部を設置	市
5月23日	第5次那覇市総合計画策定基本方針を策定	市
6月11日	第5次那覇市総合計画の策定に向けた市民案を策定することをテーマに平成28年度の「なは市民協働大学院」がスタート(平成29年3月18日まで全15回・臨時会1回・部会での勉強会等、参加人数：29名)	市民
6月30日	那覇市総合計画策定条例制定(修正可決)	市、議会
8月4日	市民アンケート実施 ①満20歳以上の市民4,100人を無作為抽出し、郵送による配布・回収(回収数：915件、回収率22.2%) ②市内の幼稚園に通園する園児の保護者に園を通じて直接配布・回収(回収数：174件) ③市内の中学生に学校を通じて直接配布・回収(回収数：537件) ④那覇国際高校、那覇商業高校の各2クラスに学校を通じて直接配布・回収(回収数：145件) ⑤沖縄大学の学生を通じて直接配布・回収(回収数149件)	市民
8月5日	中学生を対象としたワークショップを開催(参加人数：35名)	市民
8月25日	那覇市総合計画策定専門部会を設置	市
9月10日	高校生と大学生を対象としたワークショップを開催(参加人数：19名)	市民
平成29年 2月3日	第1回那覇市総合計画審議会開催(先行して6名を委嘱し、第5次那覇市総合計画(基本構想及び基本計画)について諮問)	審議会
2月11日	総合計画市民提案発表	市民
2月27日	那覇市議会全員協議会① 議題：第5次那覇市総合計画 市民提案について外	議会
3月13日	第4次総合計画の総括を行う	市
3月15日	那覇市議会全員協議会② 議題：第4次那覇市総合計画総括説明について 3月下旬 4常任委員会による所管事務調査	議会
4月17日	市議会から市長へ第4次那覇市総合計画に対する課題と提言	議会
4月20日	第2回那覇市総合計画審議会開催(35名を追加で委嘱し41名体制となる)	審議会
5月19日	那覇市議会全員協議会③ 議題：第5次那覇市総合計画基本構想(審議会への諮問案)の説明について外	議会
6月1日	第3回那覇市総合計画審議会開催 基本構想についての答申を決定 総括部会の開催状況 〔 4月28日 第1回総括部会 〕 〔 5月19日 第2回総括部会 〕 〔 5月29日 第3回総括部会 〕	審議会
6月5日	審議会から基本構想についての答申	審議会
6月13日	第5次那覇市総合計画基本構想(素案)を策定	市

年 月	取組内容	実施主体						
6月14日	那覇市議会全員協議会④ 議題：第5次那覇市総合計画基本構想素案について	議会						
6月19日	第5次那覇市総合計画基本構想（素案）に関する市民意見募集（パブリックコメント）（7月19日まで）	市民						
6月26日	市議会から市長へ第5次那覇市総合計画基本構想素案への評価と提言	議会						
8月28日	第4回那覇市総合計画審議会開催 基本計画についての答申を決定 専門部会の開催状況 <table border="0" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>自治・協働・男女共同参画・平和・防災専門部会</li> <li>7月27日 第1回専門部会</li> <li>8月 2日 第2回専門部会</li> <li>8月16日 第3回専門部会</li> </ul> </td> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>子ども・教育・文化専門部会</li> <li>7月25日 第1回専門部会</li> <li>8月 1日 第2回専門部会</li> <li>8月15日 第3回専門部会</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>保健・福祉・医療専門部会</li> <li>7月24日 第1回専門部会</li> <li>8月 3日 第2回専門部会</li> <li>8月14日 第3回専門部会</li> </ul> </td> <td style="vertical-align: top;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>環境・都市基盤専門部会</li> <li>7月28日 第1回専門部会</li> <li>8月 2日 第2回専門部会</li> <li>8月17日 第3回専門部会</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>産業・観光・情報専門部会</li> <li>7月31日 第1回専門部会</li> <li>8月 9日 第2回専門部会</li> <li>8月18日 第3回専門部会</li> </ul> </td> <td></td> </tr> </table>	<ul style="list-style-type: none"> <li>自治・協働・男女共同参画・平和・防災専門部会</li> <li>7月27日 第1回専門部会</li> <li>8月 2日 第2回専門部会</li> <li>8月16日 第3回専門部会</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>子ども・教育・文化専門部会</li> <li>7月25日 第1回専門部会</li> <li>8月 1日 第2回専門部会</li> <li>8月15日 第3回専門部会</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>保健・福祉・医療専門部会</li> <li>7月24日 第1回専門部会</li> <li>8月 3日 第2回専門部会</li> <li>8月14日 第3回専門部会</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>環境・都市基盤専門部会</li> <li>7月28日 第1回専門部会</li> <li>8月 2日 第2回専門部会</li> <li>8月17日 第3回専門部会</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>産業・観光・情報専門部会</li> <li>7月31日 第1回専門部会</li> <li>8月 9日 第2回専門部会</li> <li>8月18日 第3回専門部会</li> </ul>		審議会
<ul style="list-style-type: none"> <li>自治・協働・男女共同参画・平和・防災専門部会</li> <li>7月27日 第1回専門部会</li> <li>8月 2日 第2回専門部会</li> <li>8月16日 第3回専門部会</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>子ども・教育・文化専門部会</li> <li>7月25日 第1回専門部会</li> <li>8月 1日 第2回専門部会</li> <li>8月15日 第3回専門部会</li> </ul>							
<ul style="list-style-type: none"> <li>保健・福祉・医療専門部会</li> <li>7月24日 第1回専門部会</li> <li>8月 3日 第2回専門部会</li> <li>8月14日 第3回専門部会</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>環境・都市基盤専門部会</li> <li>7月28日 第1回専門部会</li> <li>8月 2日 第2回専門部会</li> <li>8月17日 第3回専門部会</li> </ul>							
<ul style="list-style-type: none"> <li>産業・観光・情報専門部会</li> <li>7月31日 第1回専門部会</li> <li>8月 9日 第2回専門部会</li> <li>8月18日 第3回専門部会</li> </ul>								
9月1日	那覇市議会全員協議会⑤ 議題：第5次那覇市総合計画基本計画（審議会への諮問案）の説明について	議会						
9月15日	審議会から基本計画についての答申	審議会						
9月20日	第5次那覇市総合計画基本計画（素案）を策定	市						
9月20日	第5次那覇市総合計画基本計画（素案）に関する市民意見募集（パブリックコメント）（10月20日まで）	市民						
9月21日	那覇市議会全員協議会⑥ 議題：第5次那覇市総合計画基本計画（素案）の説明について外 9月下旬 4 常任委員会による所管事務調査	議会						
10月18日	市議会から市長へ第5次那覇市総合計画基本計画素案への提言	議会						
11月13日	第5次那覇市総合計画（基本構想及び基本計画）（案）を策定	市						
12月25日	第5次那覇市総合計画（基本構想及び基本計画）について修正可決 基本計画総論中「基本計画の期間」並びに基本計画各論中施策6の「取り組みの活動状況をみる指標」及び施策23の「現状と課題」が市議会によって修正された。	議会						

## 第5次那覇市総合計画の策定に向けた 基本的な考えについて

平成23年8月1日に「地方自治法の一部を改正する法律」が施行され、基本構想の法的な策定義務（および必須議決事項としての位置づけ）がなくなった。

今後策定する総合計画は、各市町村が自らの必

要性と判断によって策定する計画となる。

そのため、各市町村にとっての総合計画策定の必要性や、それに応じた総合計画の位置づけ・役割など、計画の本質的な部分を各市町村で規定していく必要がある。

### 1 第5次那覇市総合計画の策定

総合計画は、まちづくりの目標を行政・住民が共有する手段として、予算編成や施策事業の実施など行政運営においても定着している。

総合計画（基本構想）策定義務づけの廃止は、「地方自治のガバナンスにおいて、基本構想及びこれに基づく総合計画が不要になった」と見るのではなく、「法律による義務に応じた計画策定から、住民本位の計画策定への転換が図ら

れ、市の自主的な取り組みとしての総合計画に生まれる変わること」が求められていると解釈することができる。

第4次那覇市総合計画は、平成29年度をもってその計画期間を終える。

本市は、次期計画として平成30年度からの「第5次那覇市総合計画」を策定する。

### 2 策定の根拠

現在、「那覇市における総合的かつ計画的な行政運営を図るために定めた基本構想及び基本計画に関すること。」及び「最上位の計画である。」とする那覇市総合計画を策定する根拠が明確でない状態である。

第5次那覇市総合計画策定に向け、那覇市総合計画の策定に関する条例（総合計画策定条例等）を制定し、法的根拠を整備するものとする。

なお、那覇市議会基本条例第14条第1項第1号に「那覇市における総合的かつ計画的な行政運営を図るために定めた基本構想及び基本計画に関すること。」と位置づけられており、議決事件としての法的根拠（条例）は整備されている。

### 3 市民参画の機会

第3次那覇市総合計画における市民参画手法（「ユンタ区広場」など）の経験を参考とし、第4次那覇市総合計画は、「市民ニーズの反映、市民自治の拡充、市民との協働」を基本に、行政と市民との協働型により策定してきた。

第5次那覇市総合計画においても引き続き、市民との協働による計画づくりにより多様な

市民意見の反映に努めるものとする。

☆直接的市民参画

…市民協働大学院の機能と経験の活用

☆間接的市民参画

…アンケート調査・パブリックコメント・各種団体との意見交換会など

## 4

## 那覇市まち・ひと・しごと創生総合戦略との関係

那覇市版総合戦略は、人口減少の克服や少子高齢化の進展に的確に対応し、将来にわたって活力ある社会を維持することを目的としており、人口の動向分析や将来展望を描いた那覇市人口ビジョンを策定し、将来展望・長期目標として『将来にわたって人口30万人を維持し、みんなの笑顔が輝く「なは」』を掲げている。

那覇市版総合戦略は、長期人口ビジョンに掲

げた長期目標を達成するため、現在取り組み中の第4次那覇市総合計画に新たな地方創生からの視点を加え、総合戦略として再構築したものとなっており、その内容については、必要な範囲で第5次那覇市総合計画に反映させ、十分整合性が図られるよう留意するものとする。

## 5

## 策定の方法

市長決裁に基づき、「第5次那覇市総合計画」策定を開始する。

なお、那覇市総合計画策定委員会において

「第5次那覇市総合計画策定基本方針」を策定するものとする。

## 第5次那覇市総合計画策定基本方針

### 総合計画策定の趣旨

那覇市は、1978年の第1次那覇市総合計画以来、10年ごとに4次にわたり総合計画を策定し、社会インフラの整備とあわせて体系的なまちづくりに取り組んできた。

地方自治法の改正により、総合計画策定義務の法的根拠はなくなったものの、総合計画には、将来における自治体のあるべき姿と進むべき方向性を示し、総合的かつ計画的な行政運営を図るための基本的な指針としての役割が期待されており、

市民との協働によるまちづくりを進めるためにも総合計画の策定は必要である。

総合計画の策定に当たっては、人口の動向分析や将来展望を踏まえ、その影響や将来像をしっかりと考慮して対応を検討しなければならない。今後、成熟する社会においても、市民の日常が維持される持続可能な都市を実現するため、第5次那覇市総合計画を行政計画の最上位計画として策定する。

### 総合計画策定の根拠

まちづくりの指針としての総合計画に求められる役割に変化はなく、これまで策定の根拠としていた地方自治法に代わり総合計画を策定する根拠として「(仮称)那覇市総合計画策定条例」を

制定する。

なお、総合計画を策定するときは、那覇市議会基本条例(平成24年条例第78号)第14条第1号の規定に基づき、議会の議決を経るものとする。

### 総合計画の名称等

#### 名 称

第5次那覇市総合計画

#### 構 成

第5次那覇市総合計画は「基本構想」「基本計画」及び「実施計画」で構成する。

#### 計画期間

総合計画の計画期間は2018(平成30)年度から2027(平成39)年度までの10年間とする。5年を経過する時点で、必要に応じて計画の見直しを行うものとする。

実施計画は、3年を実施期間とし、毎年度改定する。

## 総合計画策定にあたっての視点

第3次那覇市総合計画においては、地方分権の流れを受けて「市民との協働」という新たな視点を打ち出し、市民参画の手法として「ユンタ区広場」を活用した。第4次那覇市総合計画においては、市民会議提案や市民アンケート結果を活用した。第5次那覇市総合計画においても、この視点を重視し、市民との協働によるまちづくりをさらに深化させる。

本市は、次期総合計画の計画期間中に市制施行100周年を迎える。第5次那覇市総合計画では、

これまでの100年で築き上げた風格を大切にするとともに、市政を取り巻く環境の大きな変化を見通しながら、これからの100年に向けた確実な一歩が踏み出せるよう、新たな礎をつくることを強く意識したい。

また、計画策定に当たっては、成熟する社会を迎えるなか、持続可能な都市を実現することを基本とし、地球規模の視野で考え、地域視点で行動するグローバルな姿勢のもと策定に取り組む。

主な策定の視点は、次のとおりとする。

### 1 新たな時代への種まき

人口ビジョンの推計から人口の減少局面を迎え、人口構成が大きく変化すると見通される中、大胆な発想の転換により都市基盤を再構築し、市民の暮らしを支える経済活動が活性化するよう、新たな時代を見据えた仕組み作りに取り組む。

### 2 協働によるまちづくりの推進

多くの市民参画を得たこれまでの総合計画を踏まえ、学生や事業者、各種団体の多層的な市民意見を集約し、公募市民で構成される「なは市民協働大学院」の機能と経験を活用する。

### 3 実効性の確保

第4次那覇市総合計画の評価の上に、今後の国県の動向はもとより、可能な限り社会情勢の変化を的確に捉えながら、厳しい財政状況下にあっても行財政改革の不断の努力により、那覇市の「あるべき姿」「ありたい姿」の実現に向け確実に対応する。

### 4 取組成果の重視

第5次那覇市総合計画が描く那覇市の将来像が、市民と行政がともに目指すまちづくりの目標となるよう、施策に取り組んだ結果得られる成果を指標として設定し、共有する。

### 5 策定過程の見える化

多様な主体との協働によるまちづくりを進めるために、広報紙やホームページ、フェイスブックといった媒体を活用した情報発信に努め、総合計画の策定状況を市民と共有する。

## 策定体制

### 1 那覇市総合計画策定推進本部

総合計画を策定する庁内の最上位組織。

### 2 那覇市総合計画策定幹事会

本部から求められた事項を協議、調整する庁内組織。

### 3 那覇市総合計画策定専門部会

専門的な事項を調査、審議する庁内組織。

### 4 部 局

基礎データの提供、各種団体との意見交換を行い、なは市民協働大学院への情報提供及び市民案をブラッシュアップする全庁体制。

### 5 なは市民協働大学院

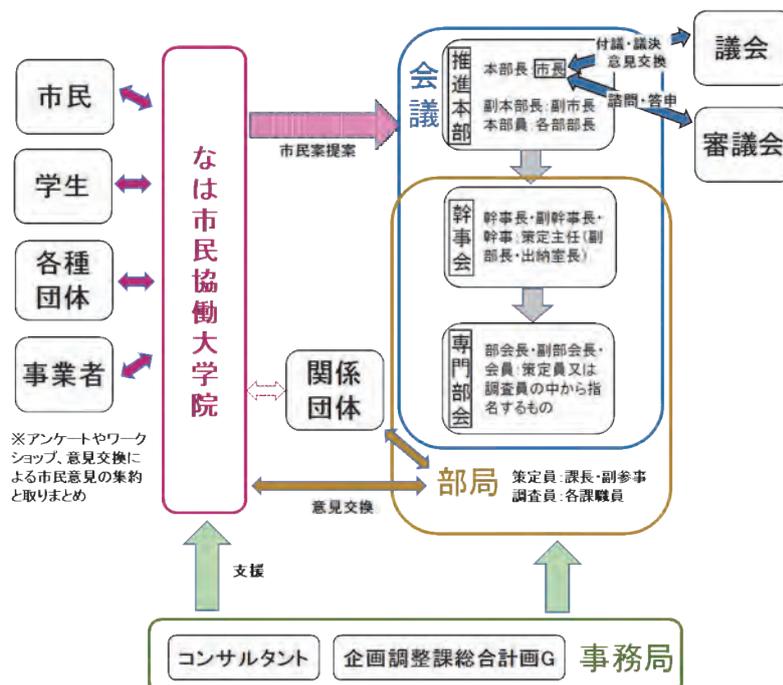
協働によるまちづくりに熱い想いを抱く公募市民で構成され、市民アンケートや各種団体との意見交換により市民ニーズを的確に反映し、基本構想及び基本計画市民案を提案する。

### 6 那覇市総合計画審議会

市長の諮問に対し、総合計画を専門的・総合的観点から審議するための附属機関。

### 7 事務局(企画調整課)

総合計画策定作業の事務の統括を行う。



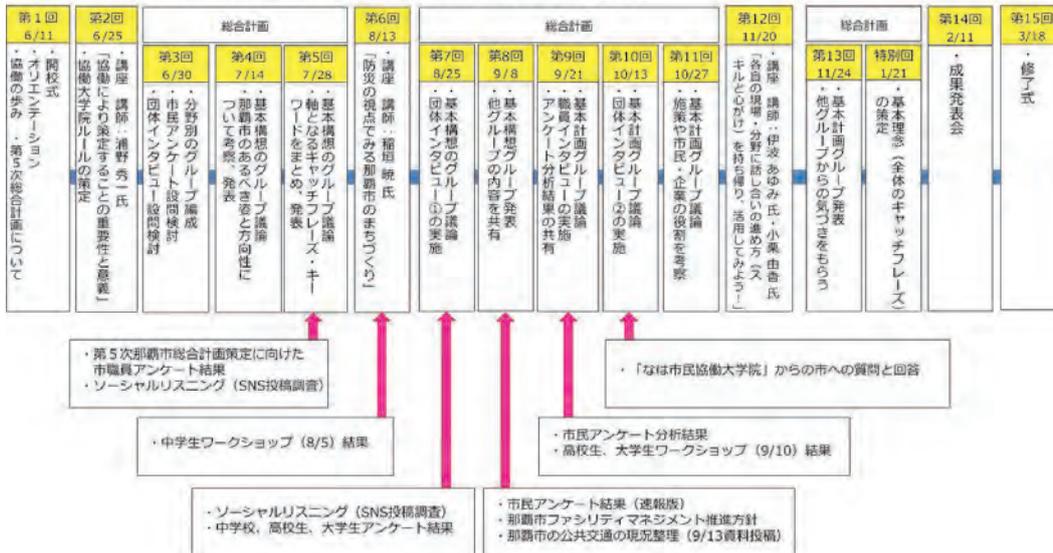
那覇市総合計画策定推進本部設置要綱

## 策定スケジュール (基本方針 策定当時のスケジュール案)

年 月	主な内容	庁議・ 本部会議	幹事会 専門部会	協働 大学院	審議会	パブリック コメント	議会	
平成 28 年度	3月	3月17日：策定に向けた考え方の確認	キックオフ					
	4月	4月26日～：本部会議設置、スケジュール、基本方針確認、パブリックコメント（総合計画策定条例について）	本部会議設置			PC		
	5月		総合計画策定推進本部会	総合計画策定幹事会・専門部会	受講生募集			
	6月	6月定例会へ総合計画策定条例付議／協働大学院開講						付議
	7月							時宜に応じた進捗報告・意見交換
	8月					なは市民協働大学院		
	9月							
	10月							
	11月							
	12月	総合計画素案作成開始						
	1月	審議会へ諮問／協働大学院成果発表						
	2月							
3月								
平成 29 年度	4月							
	5月							
	6月							
	7月	パブリックコメント（基本構想について）				PC		
	8月							
	9月							
	10月	パブリックコメント（基本計画について）				PC		
	11月	審議会答申						
	12月	12月定例会へ総合計画付議					付議	
	1月	市長決裁	承認 市長決裁					
	2月							
3月								

なは市民協働大学院からの市民提案

平成28年度 なは市民協働大学院 発表会までの経過



自治・協働・平和・防災・防犯・  
男女共同参画・人権の分野においてめざすまちの姿  
多様なつながりで共に助け合う  
～小さな「わ」でつながる大きな「WA」～

【めざすまちの姿に込めた想い】

「防災・防犯の基礎は自治・協働」というビジョンを基に10年間をかけて防災・防犯の那覇市を創っていきたくと考えました。

都市化された那覇市は、自治会加入率が低く地域のつながりが弱いと思われがちですが、スポーツや趣味などのサークル活動は盛んに行われています。小さなつながりを大きなものにして自治・協働のまちづくりを10年間をかけてコツコツと行っていきたくと考えました。

そのための取っ掛かりとして、非日常を想定した防災に関する活動から自治・協働・平和・男女共同参画・人権の都市を築いていきたくと考えています。非常時においては、市民・企業・行政がそれぞれの役割を果たさなければなりません。日常から非日常を意識した取組みを行うことで、小

さな「わ」でつながる大きな「WA」をつくっていきたくと考えています。

まちづくりの基礎は、自助、近助、互助、共助、公助であると考えますが、まちづくりにおいて最大の障壁となるものが無関心であることです。サークル活動などが小さなコミュニティを形成していることを再確認し、正確な情報でまず自助、おせっかいを焼いて近助、みんなで備えて互助と共助、最後に計画性のある行政の公助でつながるまちをめざします。

**近助とは、おせっかいを基本にした自然に出てくる助け合いを指す言葉として第5次総合計画のために作った造語です。**



保健・福祉・医療の分野においてめざすまちの姿  
**私らしく生きるしあわせを  
 お互いに輝き、支え合うまち**

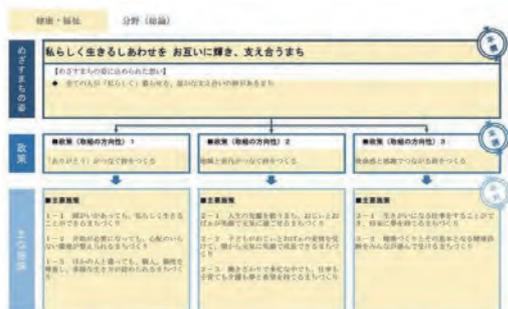
**【めざすまちの姿に込めた想い】**

全ての人、どの世代の人も「私らしく」暮らせる、温かな支え合いの絆があるまちをめざします。

那覇市では、健康診断を受けている若者の割合が低いため、年齢を重ねて内臓疾患を患う人の割合が高くなる傾向があります。健康なうちから早期発見・早期治療に取り組むような意識改革が必要です。健康であることに感謝し、生きがいになる仕事をする事ができ、将来に夢を持てる使命感と感謝でつながる絆をつくりまします。

障がいがあっても私らしく生きることができ、介助が必要になっても心配がいない環境が整い、ほかの人と違って、個人や個性を尊重し多様な生き方が認められる「ありがとう」がたぎる絆をつくりまします。

お年寄りが敬われ笑顔に元気に過ごし、子どもがお年寄りの愛情を受け育まれ、働き盛りの世代が仕事も子育ても介護も夢と希望を持てる地域と世代がつながる絆をつくりまします。



子ども・教育・文化の分野においてめざすまちの姿  
**豊かな学びと文化が薫る  
 わったー自慢のふるさと那覇**

**【めざすまちの姿に込めた想い】**

那覇市に愛着を持つ人がさらに増えるよう、那覇市の良さを再発見し、世代を超えた絆で若者が輝くまちづくりを進め、那覇市を旅立っていった

方々もいつかは戻りたい私たちの自慢のふるさととしての発展をめざします。

世代を超えた多様な文化が咲き、文化・芸術・教育に関心の高い華やか文化が薫るまちづくりを進めます。

こどもの夢が広がり、こどもを育てる幸せを感じる子育て環境が整ったまちづくりを進めます。

いつでもだれでも気軽にスポーツを楽しみ、学びたい時に学べる環境をつくり豊かな学びを“うまんちゅ”が実践できるまちづくりを進めます。



観光・産業・情報の分野においてめざすまちの姿  
**ふれあう つながる ひろがる  
 国際都市てんびす なは**

**【めざすまちの姿に込めた想い】**

かつて私たちの祖先は万国津梁の精神でアジアの国々と貿易を行って来ました。現在、那覇空港の第2滑走路の整備が進められており、世界のハブになる可能性を秘めています。人と人がふれあうことでつながりがうまれ、その輪が広がっていくことで絶えず人が行き交う賑わいのあるまちをめざします。

32万市民が「なーふぁ観光大使」となり“なはらしい”おもてなしで世界が集う国際都市をめざします。

“なはならでは”のサービス・ものづくりをプロデュースできる人材の育成と雇用の促進、観光と産業を融合させた“なはらしい”ビジネスモデルを創出し産業の振興をおこないます。

伝統文化を継承しつつ、国際的新文化創出と支援を促進することで文化都市としての魅力向上を図ります。



環境・都市基盤の分野においてめざすまちの姿  
都市機能と自然環境が調和した  
世界に誇れるまち

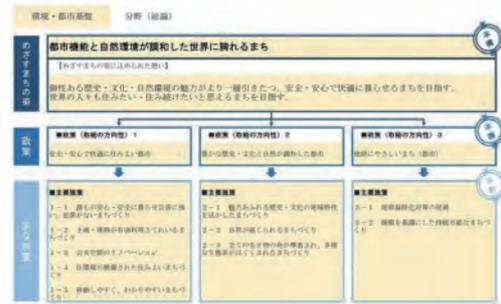
### 【めざすまちの姿に込めた想い】

個性ある歴史・文化・自然環境の魅力がより一層引き立つ、安全・安心で快適に暮らし、世界の人々も住みたい・住み続けたいと思えるまちをめざします。

那覇市の自然環境は、戦争によって壊滅的なダメージを負い、戦後は都市開発が優先されたことにより大きく変化してきました。市内に残った貴重な自然環境を後世に残し、新たな潤いのある都市環境を創出します。そして、亜熱帯性気候に属する離島県である本市の生態系をまもり、地球環境にやさしいまちをめざします。

人口減少による税収の落ち込みにより公共施設の維持管理が難しくなることが想定されることから、公共空間のリノベーションに取り組み、住みよく、楽しく、豊かなまちをめざします。

高齢者、障がい者、観光客を含め全ての人々が容易に移動でき、土地・建物が有効活用された快適で住みよいまちをめざします。



# 那覇市総合計画審議会による審議

## 第5次那覇市総合計画 (基本構想及び基本計画) について (諮問)

諮問第 1 号  
平成29年2月3日

那覇市総合計画審議会会長 様

那覇市長 城間 幹子

第5次那覇市総合計画(基本構想及び基本計画)に  
ついて(諮問)

第5次那覇市総合計画を策定するにあたり、那覇市総合計画審議会規則第2条の規定により、第5次那覇市総合計画(基本構想及び基本計画)について諮問します。

記

(諮問事項)

1 第5次那覇市総合計画「基本構想」について  
2 第5次那覇市総合計画「基本計画」について

(答申時期の目安)

1 については 平成29年6月初旬頃  
2 については 平成29年8月頃

## 第5次那覇市総合計画 「基本構想」について (答申) 一抄

平成29年6月5日

那覇市長 城間 幹子 様

那覇市総合計画審議会  
会長 仲地 博

第5次那覇市総合計画  
「基本構想」について(答申)

平成29年2月3日に那覇市長より諮問のあった第5次那覇市総合計画「基本構想」について諮問案を審議した結果、基本構想(案)については、概ね妥当と認めます。

ただし、基本構想の立案に当たっては、審議においてまとめた意見の趣旨を十分に活かされますよう要望し、別紙のとおり意見と審議会としての基本構想(案)を付して答申します。

別紙1 基本構想(諮問案)への意見  
別紙2 基本構想(審議会案)

### 別紙1 基本構想(諮問案)への意見

## 1 総論

- (1) 市民とともに進めるまちづくりについて  
市民との協働によるまちづくりを進める指針

となる総合計画は、市民に分かりやすい計画とする必要がある。

### (2) 平和行政に臨む姿勢について

那覇市がこれまで強く発信してきた「平和への想い」を第5次総合計画においても基本構想にしっかりと位置づけるべきである。

### (3) 来訪する外国人への視点について

国際性豊かな万国津梁のまちを標榜するからには、近年増加傾向にある外国籍の来訪者、滞在者への視点も考慮する必要がある。



## 2 各論

### (1) まちづくりの将来像について

まちづくりに関わってきた市民の力を、これからもつないでいくことにより、那覇市がさらに発展すると考えることから、市民提案を基にした「まちづくりの将来像」の表現については、那覇市の方向性を明示したものであり適当であるとする。

### (2) まちづくりの姿勢について

誰もが住みよいまちを築くためには、まちづくりの担い手一人ひとりを結び付ける「絆」が重要であり、障がい者への視点や性の多様性への視点は、今日のまちづくりの姿勢として欠かせないものである。

## (3) めざすまちの姿について

### ① 多様なつながりで共に助け合い、

#### 認め合う安全・安心に暮らせるまちNAHA

市民から提案された「小さな『わ』を大きな『WA』につなげる」ことや「近助」という言葉は、まちづくりに寄せる市民の想いが込められており、協働によるまちづくりを進める那覇市にとっては非常に大切なキーワードとなると考える。

### ② 互いの幸せを地域と福祉で支えあい

#### 誰もが輝くまちNAHA

沖縄県全体の課題でもある健康づくり施策にしっかりと取り組むべきである。また、子ども、お年寄りも、障がいのある人もない人も安心して暮らしていけるようセーフティネットを構築する必要がある。

### ③ 未来を拓き豊かな学びと文化が薫る

#### 誇りあるまちNAHA

子どもや文化の分野は、それぞれが独立して柱となるほど重要な分野である。また、子どもが主体性を持って健やかに成長することに重点を置くべきである。那覇市が率先して取り組んできたしまくとぅばの普及に積極的に言及すべきである。

### ④ ヒト・モノ・コトが集い、育ち、

#### ひろがる万国津梁のまちNAHA

これからの沖縄は、観光レジャー・リゾートに加え、ビジネス交流の拠点ともなるため、リゾートとビジネスが融合する都市としての発展を考える必要がある。また、産業を支える生活者の視点から労働環境を整える必要がある。

### ⑤ 自然環境と都市機能が調和した

#### 住みつづけたいまちNAHA

住みよいまちや来訪者にとって魅力的なまちにするためには、那覇らしい景観づくりの重要性を認識し、自然環境を守りながら沖縄らしい亜熱帯庭園都市をめざすとともに、災害に強い都市基盤を構築する必要がある。

## (4) 重点取組事項について

伝統の中に新しい仕組みを取り入れるまちづくりを泡盛の「仕次ぎ」に例えることは、比喻表現としては魅力的であるが、若い人の中には「仕次ぎ」が分からない人もいるため、丁寧な説明が必要である。

## (5) 基本構想を推進するためについて

市民一人ひとりがまちづくりの主役となり、協働によるまちづくりをさらに深化させるために、行政の責務を明示することは意義がある。市民との信頼をさらに深める職員の育成に努め、効率的で効果的な行財政運営に取り組んでもらいたい。

## (6) 将来人口について

第5次総合計画期間終了後の平成40年の人口の目標を315,000人としており、計画期間終了時点で人口減少問題に対する取り組みを検証することとなるが、目標値を達成するために、しっかりと諸施策に取り組むことを望む。

## 別紙2 基本構想(審議会案) [省略]

## 第5次那覇市総合計画 「基本計画」について答申 一抄一

平成29年9月15日

那覇市長 城間 幹子 様

那覇市総合計画審議会  
会長 仲地 博

平成29年2月3日に那覇市長より諮問のあった第5次那覇市総合計画「基本計画」について基本計画（原案）を審議した結果、基本計画（原案）については、概ね妥当と認めます。

ただし、基本計画の決定に当たっては、審議においてまとめた意見の趣旨を十分に活かされるとともに、決定後は、実効性のある計画の推進に努められるよう要望し、別紙の意見を付して答申します。

別紙 基本計画（原案）への意見

### 1 総論

- 基本計画の施策によっては、認識されている課題に対する取り組みが見えないなど記述の濃淡が見られる。総合計画が、10年という長期間にわたる計画の性質上、説明が不足した状態では、施策の意図することが継承されなくなる恐れがあるため、記述内容を充実すべきである。
- 施策に設定する指標については、施策の進捗状況を市民と共有するために、各施策における取り組みと連動した、複数の指標の設定を検討してもらいたい。また、指標の現状が、目標とする値を上回っている場合においては、目標値の上方修正を検討してもらいたい。
- 現状と課題をわかりやすく認識するために、統計数値を用いるとともに、グラフや写真を用いて、可視化することを心がけてもらいたい。
- 那覇市の未来に向けての取り組みとして、この第5次総合計画の進捗状況に、市民が注目し、評価していく仕組みの構築が望まれる。たとえば、校区まちづくり協議会等の小地域との協働による総合計画の評価手法を確立するこ

とにより、それぞれの地区のニーズを把握し、総合計画に活かしていくことで、市民のまちづくりに寄せる想いも深くなるものと期待する。

- 今後、行政ニーズは益々高まっていくと推測される中で、貴重な経営資源であるヒト・モノ・カネ・情報をより効率的で、効果的に配分することが求められ、それに対応する組織のあり方が問われてくると思慮している。多様な主体との協働の推進、部局間における施策の連携により、基本構想に描く「めざすまちの姿」に向けて、さらなる推進力を生みだすことを期待する。
- 性の多様性を尊重する那覇市の取り組みを評価している。その取り組みを発展させるため、基本計画に基づく実施計画の立案に当たっては、全ての分野において、世代や性別、性自認、性的志向、国籍、障がいの有無にかかわらず、全ての人々に優しい社会を築いていくことに留意されたい。
- 現在の社会情勢はめまぐるしく変化を遂げており、総合計画の計画期間中の10年間では、現状では捕捉できない課題が表面化してくると推察される。変化の激しい時代に対応するためにも、5年目で計画の見直しを図る等柔軟に取り組む必要がある。

### 2 各論

- (1) ①多様なつながりで共に助け合い、認め合う  
安全・安心に暮らせるまちNAHA  
②市民との信頼を深め、効率的で効果的な行  
財政運営を行う

当該分野においては、自治・協働・男女共同参画・平和・防災・防犯に関する施策が示されている。基本構想の「みんなでつなごう市民力」にあるように、市民の力をつないでいくことは、

自治の原点である。日常の防災、防犯力を高める取り組みと自治力を高めることは密接な関係にあると考える。そのために、世代や性別、性自認、性的志向、国籍、障がいの有無にかかわらず、「みんな」がつながることが重要である。これについて、次のように提言する。

地域の特性を活かして、自治会の活性化を図りながら、自治会やNPO、企業等地域の様々な団体をつなげる、校区まちづくり協議会を全市域に広げていくことで、自治会の役割の再認識や、那覇市協働大使の活動の活性化にもつながると期待している。そのためには、行政の各分野が連携し、それぞれの施策が連動して機能することが重要である。一方で、活動の拠点となる場所があることで、まちづくりへの機運が高まり、校区まちづくり協議会が広がりを持つことを期待し、小学校をその場所とする施策を推進する必要がある。また、性別を問わず組織のリーダーとなる人材の育成・発掘も非常に重要である。

災害時への備えは、平常時からの取り組みが非常に重要であり、今後益々増加する外国からの来訪者への対応とともに、有用な資格を保持している人材を把握し災害時に速やかな活動が可能となるようなシステムの構築も必要である。

戦後70年を超え、戦争の記憶が風化しつつあることを危惧している。戦争の記憶を若年層へ継承する取り組みを工夫する必要がある。また、友好・姉妹都市との交流の中で、国際的に活躍する人材が育つことを望む。

今次の総合計画は、行政のあるべき姿を明示していることに特徴がある。職員のあるべき姿として、地域に貢献する職員の育成を望む。行政と市民とのコミュニケーションを活性化させるために、双方向のコミュニケーションツールの改善と周知を図る必要がある。持続可能な行財政運営のためには、歳出削減に偏ることなく、新たな歳入の確保策を検討してもらいたい。

(2)互いの幸せを地域と福祉で支えあい誰もが輝く

## まちNAHA

当該分野においては、保健・福祉・医療に関する施策が示されている。子どもから高齢者まで全ての市民一人ひとりの生涯を通じた健康づくりが重要であり、その結果、社会を支える元気な高齢者が増えることにつながる。これについて、次のように提言する。

地域で暮らし、地域で支えるまちをつくるためには、「自分たちの地域は自分たちで何とかしよう」という意識が働くことが重要であり、福祉の圏域を、従来よりも小さな圏域で再構築することが適当であり、小学校区をその圏域として位置付ける必要がある。障がいのある人の権利に関する理解を促進し、安心して暮らせる環境を構築するとともに、元気な高齢者の健康づくりにも重点を置かなければならない。子どもの貧困対策については、地域と連携した取り組みをすすめるとともに、長期的な視点に立ち取り組みを継続することが重要である。

健康づくりについては、成人の健康づくりに偏ることなく、次世代の健康づくりに対する取り組みも重要である。その場合、福祉や教育の分野等との連携を強化する必要があるため、行政の各分野が連携し、それぞれの施策が連動して機能することが重要である。

本市の個別行政分野の計画を基礎に基本計画が構成されているが、国の指針においては、本市の個別行政分野の計画を大幅に上回る目標を設定している分野もあり、国の指針を先取りしていくような取り組みを記載しておくことも重要である。

## (3)未来を拓き豊かな学びと文化が薫る誇りあるまちNAHA

当該分野においては、子ども・教育・文化に関する施策が示されている。本市が、継続的に発展するためには、次代を担う子ども達が、自らの力で夢や希望を育くむとともに、生涯にわたる学習機会や文化にふれながら、様々な分野で活躍することができる人材の育成が重要であ

る。これについて、次のように提言する。

課題解決型の施策を優先せざるを得ない事は理解するが、子どもの成長を楽しむことのできる施策に積極的に取り組み、子育てが楽しくなるまちづくりを行う必要がある。

近年、社会問題となっている待機児童対策については、施設の充実に取り組んできたことは評価するが、一方で、保育士の処遇等の改善がなされ、保育士の確保に取り組まなければ保育の質の低下を招きかねない事を指摘しておきたい。子どもの貧困対策については、貧困状態にある子どもだけでなく、若年出産・妊娠といった問題を抱えた母親に対しても、負の連鎖を断ち切るためのアウトリーチが必要であり、子育て世代包括支援センターには、そのような機能を備えることを期待する。成長する過程で壁にぶつかる子ども達には、行政だけでなく、地域で活動する団体と協働で寄り添う取り組みが必要である。

核家族化が進行する中において、学校を学びや育ちの拠点として多世代間の交流を推進することで、人間性豊かな子ども達が育まれるだけでなく、しまくとぅば等の文化も継承されることが期待される。そのためには、行政の各分野が連携し、それぞれの施策が連動して機能することが重要である。

#### (4)ヒト・モノ・コトが集い、育ち、ひろがる万国津梁のまちNAHA

当該分野においては、産業・観光・情報に関する施策が示されている。沖縄県内の景気は、リーディング産業である観光関連産業が好調に推移していること等から、好調を維持しており、本土景気、海外経済の動向等の影響を注視する必要があるものの、しばらくは、この傾向が続くものと思われる。沖縄県の海と空の玄関口である本市は、沖縄県全体の発展を見据えた施策に取り組む必要がある。これについて、次のように提言する。

沖縄県においては、「沖縄21世紀ビジョン」や

それらの関連施策を補完・強化・促進させるため「アジア経済戦略構想」を策定し、アジアのダイナミズムを取り込み、沖縄の発展を加速させる具体的な戦略を示している。沖縄経済をけん引する基軸となる5つの重点戦略のうち、観光産業、情報通信産業及び物流産業が、本市において重要な産業となることから、沖縄県と連携し、諸施策に取り組まれない。

沖縄県への観光客数は大幅に増加し、特に外国人観光客数はこの数年で約7倍も増加するなど国際観光地としての認知度が着実に高まっている。観光関連産業は、安全、安心、快適である当地のイメージが重要であり、それらへの施策は、好調な時期にこそ取り組まなければならないものと認識されたい。そのためには、行政の各分野が連携し、それぞれの施策が連動して機能することが重要である。

「稼げるまちをつくる」ことについては、行政の経済振興に対する意識が変化してきているものと評価するが、それを実感できるように、市民所得を向上させることが出来たかどうかを可視化できる指標を設定すべきである。

労働力不足に関する問題については、外国人労働者の活用の推進を含め必要な支援策を検討するとともに、人材育成の取り組みを強化すべきである。

指標の設定については、様々な取り組みを進める上で、施策に対し1つの指標のみでは不十分であり、取り組みと連動した適切な数と内容が伴った指標設定が望ましい。

#### (5)自然環境と都市機能が調和した住みつけたいまちNAHA

当該分野においては、環境・都市基盤に関する施策が示されている。自然環境の保全や都市基盤の整備は、長期的な視点に立った施策の立案が望ましい。これについて、次のように提言する。

現時点では表面化していない問題であっても、今後、生活環境に影響を及ぼす恐れのあるもの

については、基本計画に明示しておき、その影響を最小限に抑えるよう努めてもらいたい。特に、那覇らしい景観や自然環境を維持・創造していくうえで、外来の植物や動物の存在を課題として認識し、課題を克服する取り組みを期待する。

都市基盤の整備については、快適であることに加え、安全であることが安心につながるよう日常の維持管理の視点を強化してもらいたい。災害時の避難場所や避難経路となる都市機能については、行政の各分野と連携し、それぞれの施策が連動して機能することが重要であるため、他の施策との関連も含め表現を工夫してもらいたい。

本市における慢性化した交通渋滞は、長年の懸案事項である。みどりゆたかな道路整備とともに、自転車道のネットワークづくりに努め、多様な移動手段の環境確保に取り組むことで、過度に車に頼りすぎないまちづくりをすすめる必要がある。

本市のリーディング産業である観光関連産業をさらに振興する上で重要となる都市の景観については、固有の風土を活かした伝統的な那覇の景観を守り、育て、創造することを基本とし、維持管理の視点を強化することにより、次世代へ引き継ぐ姿勢を示してもらいたい。



## 那覇市総合計画審議会委員名簿

	No.	氏名	所属及び役職	備考
	1	仲地 博	沖縄大学 学長	会長、統括部会長
（自治・協働・防災） 専門部会	2	佐藤 学	沖縄国際大学 法学部 教授	部会長、副会長、 総括部会副部会長
	3	矢野 恵美	琉球大学 法務研究科 教授	副部会長
	4	上地 幸市	沖縄大学 人文学部 特任教授	
	5	原 国 政 法	那覇市協働によるまちづくり推進協議会 副会長	
	6	當間 勇	那覇市自治会長会連合会 会長	
	7	新城 ヒロ子	那覇市民生委員児童委員会連合会 会長	
	8	玉橋 朝 淳	学校法人SOLA沖縄学園 教育顧問	
	9	金 指 明 典	平成28年度なは市民生協大学院	
	（医療・健康・福祉） 専門部会	10	山代 寛	沖縄大学 人文学部 教授
11		山城 千秋	那覇市医師会 会長	副部会長
12		山城 章	那覇市社会福祉協議会 事務局長	
13		阿波連 由美子	沖縄県看護協会 副会長	
14		高 嶺 豊	那覇市身体障害者福祉協会 会長	
15		新 本 当 彦	那覇市地域包括支援センター連絡会 会長	
16		上 里 芳 弘	沖縄県中小企業団体中央会 専務理事	
17		續 洋 子	平成28年度 なは市民協働大学院	
（子ども・教育・文化） 専門部会	18	山城 眞紀子	沖縄キリスト教短期大学保育科 特任教授	部会長、総括部会
	19	背戸 博史	琉球大学 地域連携推進機構 教授	副部会長
	20	平田 美紀	沖縄女子短期大学 学長補佐	
	21	安里 恒男	那覇市立城南小学校 校長	
	22	大城 明美	那覇市青少年健全育成市民会議 副会長	
	23	坂 晴 紀	NPO法人エンカレッジ 理事長	
	24	仲田 美加子	那覇市文化協会 会長	～ H29.6.1
		西原 篤一	那覇市文化協会 会長	H29.6.1～
25	加藤 美奈子	平成28年度なは市民協働大学院		
（産業・観光・情報） 専門部会	26	下地 芳郎	琉球大学 観光産業科学部 教授 学部長	部会長、統括部会
	27	西里 喜明	一般社団法人沖縄県中小企業診断士協会 会長	副部会長
	28	石坂 彰啓	沖縄ツーリスト株式会社 執行役員	
	29	西澤 裕介	日本貿易振興機構沖縄貿易情報センター 所長	
	30	仲村 兼作	(株)リウボウストアー 常務取締役	
	31	久高 豊	りゅうぎん総合研究所 常務取締役	
	32	根路 銘 勇	沖縄県情報産業協会 会長	
	33	宮地 順子	平成28年度 なは市民協働大学院	
	（環境・都市基盤） 専門部会	34	堤 純一郎	琉球大学 工学部 教授
35		赤 嶺 雅	沖縄県立芸術大学 美術工学部 教授	副部会長
36		親 川 修	NPO法人バリアフリーネットワーク会議 理事長	
37		上原 辰夫	沖縄環境経済研究所 代表取締役	
38		大城 邦夫	沖縄ガス株式会社 取締役	
39		大城 千秋	沖縄県宅地建物取引業協会 常務理事	
40		伊良波 朝義	沖縄県建築士会	
41		玉城 浩次	平成28年度 なは市民協働大学院	

## 那覇市総合計画策定条例

南海の勝地といわれたかつての琉球王国は、万国津梁の精神で大海原を舞台にアジアに雄飛した。私たちの那覇市は、大交易時代に栄華を極めた王府・首里城がおかれた地として、その輝かしい歴史を、今に引き継いでいる。

平和で心豊かな暮らしは、先の沖縄戦で打ち砕かれ、全てが焦土と化した。絶望に打ちひしがれながらも、たくましく立ち上がり、戦後の復興の歴史を、本市の輝かしい発展の歴史に重ねてきた。

人々の尊い歩みにより少しずつ都市としての風格を備えてきた本市には、生活の場となる良好な住宅地が整い、国、沖縄県等の公的機関が集まるとともに企業が本拠を構え、賑わいのある店舗が軒を連ねている。今や、名実ともに県都として、商都として、更には経済発展が著しいアジアの玄関口として、沖縄県の政治経済の中心地となっている。住む人、来る人、働く人、行き交う人々に笑顔と活気があふれ、まち全体に躍動感がみなぎっていることが私たちの大きな誇りである。今を生きる私たちは、先人の英知とたゆまぬ努力の上に、長い歴史を積み重ねてきた那覇市を、確実に次の世代に引き継がなければならない。

那覇市総合計画は、これまで羅針盤のように私たちに夢と希望に満ちあふれた明るい未来を示し、本市のまちづくりに大きな役割を果たしてきた。これからも、市民との協働により創り上げていく総合計画を本市のまちづくりの指針として位置づけるべく、この条例を制定する。

**(目的)**

第1条 この条例は、総合計画の策定等について必要な事項を定めることにより、本市における総合的かつ計画的な行政の運営に資することを目的とする。

**(定義)**

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 総合計画 将来における本市のあるべき姿及び進むべき方向についての基本的な指針であって、基本構想、基本計画及び実施計画からなるものをいう。
- (2) 基本構想 長期的展望に立ち、本市の将来像並びにその実現のための基本理念及び方向性を示すものをいう。
- (3) 基本計画 基本構想で示した将来像を実現するための基本的な施策の方向性を体系的に示すものをいう。
- (4) 実施計画 基本計画に基づき実施する事業の計画を具体的に示すものをいう。

**(総合計画の策定)**

第3条 市長は、本市における総合的かつ計画的な行政の運営を図るため、本市の最上位の計画として総合計画を策定する。

**(市民意見の反映)**

第4条 市長は、基本構想又は基本計画を策定し、又は変更しようとするときは、市民の意見を十分に反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

**(総合計画審議会への諮問)**

第5条 市長は、基本構想又は基本計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、那覇市附属機関の設置に関する条例（昭和52年那覇市条例第2号）別表に定める那覇市総合計画審議会に諮問するものとする。

**(議会の議決)**

第6条 市長は、基本構想又は基本計画を策定し、又は変更しようとするときは、那覇市議会基本条例（平成24年那覇市条例第78号）第14条第1号の規定による議会の議決を経なければならない。

(総合計画の公表)

第7条 市長は、総合計画を策定し、又は変更したときは、速やかにこれを公表するものとする。

(総合計画との整合)

第8条 個別の行政分野における施策に係る基本的な計画を策定し、又は変更するに当たっては、

総合計画との整合を図るものとする。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、総合計画の策定等に関し必要な事項は、別に定める。

※市議会によって第4条が追加修正された。

## 那覇市総合計画策定推進本部設置要綱

(設置)

第1条 那覇市総合計画(以下「総合計画」という。)を策定するため、那覇市総合計画策定推進本部(以下「本部」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 本部は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 総合計画の策定に係る調査及び検討に関すること
- (2) その他総合計画の策定に必要な事項に関すること

(組織)

第3条 本部は、本部長、副本部長及び本部員で組織する。

- 2 本部長は、市長をもって充てる。
- 3 副本部長は、副市長をもって充てる。
- 4 本部員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

(本部長及び副本部長)

第4条 本部長は、本部を代表し、その事務を総括する。

2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき、又は本部長が欠けたときは、あらかじめ本部長が指名するところにより、その職務を代理する。

(会議)

第5条 本部の会議は、必要に応じ本部長が招集し、本部長が議長となる。

(代理出席)

第6条 本部員(上下水道事業管理者、教育長及び政策統括調整監を除く。以下この条において同じ。)に事故があるとき、又は本部員が欠けたときは、次条第2項の策定主任が当該本部員に代わって本部の会議に出席するものとする。

(策定主任、策定員及び調査員)

第7条 総合計画策定に関する事務を担当させるため各部(消防局、上下水道局及び教育委員会を含む。以下同じ。)に策定主任、策定員及び調査員(以下「策定主任等」という。)を置く。

2 策定主任は各部に属する副本部長(消防局にあっては次長)及び出納室長を、策定員は各部に属

する課長、担当副参事、副参事その他これらに相当する職員（以下この項において「課長等」という。）を、調査員は各課（これに相当する組織を含む。）に属する職員（課長等を除く。）をもって充てる。

## （策定主任等の職務等）

- 第8条 策定主任は、本部員の指揮を受けて総合計画に係る事務事業の方針案及び具体的計画案を取りまとめ、これらに関連する連絡調整を行う。
- 2 策定員は、策定主任の指揮を受けて総合計画に係る事務事業の方針及び具体的計画を立案し、これらに関連する連絡調整を行う。
- 3 調査員は、策定員を補佐し、策定員の指揮を受けて部の総合計画に係る事務事業の計画及び資料の収集整理を行う。
- 4 策定主任等は相互に連携・協力するものとする。
- 5 策定主任及び策定員は、必要と認めるときは、関係する策定主任等に対し資料の提出又は説明を求めることができる。

## （幹事会）

- 第9条 本部長の命を受けて、本部に提出する事項又は本部から求められた事項について協議調整するため、本部の下に幹事会を置く。
- 2 幹事会は、幹事長、副幹事長及び幹事で組織する。
- 3 幹事長及び副幹事長は、幹事の互選によりこれを定める。
- 4 幹事は、策定主任をもって充てる。
- 5 第4条、第5条及び第6条の規定は、幹事会について準用する。この場合において、第6条中「策定主任」とあるのは、「策定員」と読み替えるものとする。

## （専門部会）

第10条 幹事会は、必要に応じ専門的な事項を調査審議させるため、専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会の会員は、幹事会の議を経て幹事長が幹事、策定員又は調査員の中から指名する。
- 3 専門部会に部会長及び副部会長を置き、専門部会の会員の互選によりこれを定める。
- 4 第4条、第5条及び第6条の規定は、専門部会について準用する。この場合において、第6条中「策定主任」とあるのは、「策定員又は調査員」と読み替えるものとする。

## （庶務）

第11条 本部の庶務は、企画財務部企画調整課において処理する。

## （委任）

第12条 この要綱に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が定める。

## 別表(第3条関係)

上下水道事業管理者 教育長  
政策統括調整監 総務部長 企画財務部長  
市民文化部長 経済観光部長 環境部長  
福祉部長 健康部長 こどもみらい部長  
都市計画部長 建設管理部長 消防局長  
会計管理者 上下水道部長 生涯学習部長  
学校教育部長

# 那覇市総合計画策定専門部会設置要綱

## (設置)

第1条 那覇市総合計画（以下「総合計画」という。）に係る専門的な事項を調査審議するため、那覇市総合計画策定推進本部設置要綱（平成28年4月26日市長、教育長及び上下水道事業管理者決裁）第10条第1項の規定に基づき総合計画策定専門部会（以下「専門部会」という。）を設置する。

## (担当事務)

第2条 専門部会の担当事務は、次のとおりとする。

- (1) 総合計画の原案を作成すること（達成指標及び目標値の設定を含む。）
- (2) 市の現状及び課題を整理すること。
- (3) 「なは市民協働大学院」に対する資料及び情報の提供を行うこと。
- (4) その他総合計画策定に関すること。

## (専門部会)

第3条 専門部会は次に掲げるものとし、第2条に掲げた担当事務を行政分野ごとに行うものとする。

- (1) 自治・協働・平和・防災専門部会
- (2) 保健・福祉・医療専門部会
- (3) 子ども・教育・文化専門部会
- (4) 産業・観光・情報専門部会
- (5) 環境・都市基盤専門部会

## (会員)

第4条 専門部会の会員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。ただし、幹事長が必要と認めるときは、その都度他の職にある者を加えて会員に充てることができる。

## (庶務)

第5条 専門部会の庶務は、企画財務部企画調整課において処理する。

## (委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、専門部会の運営に関し必要な事項は、幹事長が定める。

## 別表(第4条関係)

専門部会	会 員
自治・協働・平和・防災専門部会	総務課市民防災室長、秘書広報課長、平和交流・男女参画課長、人事課長、行政経営課長、納税課長が指名する者、市民生活安全課長が指名する者、まちづくり協働推進課長、消防局総務課長
保健・福祉・医療専門部会	福祉政策課長が指名する者、障がい福祉課長、チャージンじゅう課長、保護管理課長、特定健診課長、健康増進課長、地域保健課長、生活衛生課長
子ども・教育・文化専門部会	文化振興課長、文化財課長、こども政策課長が指名する者、こどもみらい課長、子育て応援課長、生涯学習部総務課長、生涯学習課長、市民スポーツ課長、施設課長、学校教育課長、学務課長、教育相談課長
産業・観光・情報専門部会	情報政策課長、商工農水課長が指名する者、なはまちなか振興課長、観光課長
環境・都市基盤専門部会	環境政策課長が指名する者、廃棄物対策課長、環境保全課長、環境衛生課長、都市計画課長、建築指導課長、市街地整備課長、建設企画課長、道路建設課長、花とみどり課長、道路管理課長、公園管理課長、市営住宅課長、企画経営課長、水道工務課長、下水道課長

## 那覇市総合計画審議会規則

## (趣旨)

第1条 この規則は、那覇市附属機関の設置に関する条例（昭和52年那覇市条例第2号）第3条の規定に基づき、那覇市総合計画審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

## (担当事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じて、本市の総合計画策定に関する必要な事項を調査審議する。

## (組織)

第3条 審議会は、委員45人以内で組織する。  
2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。  
(1) 学識経験者  
(2) 関係行政機関の職員  
(3) 関係団体の役員  
(4) 市民

## (任期)

第4条 委員の任期は、一の諮問に係る審議が終了し、答申するまでの間とする。

## (会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選でこれを定める。  
2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。  
3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

## (会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集する。  
2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

## (関係者の出席)

第7条 審議会において必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

## (部会)

第8条 審議会に、特定の事項を調査審議させるため、必要に応じ部会を置くことができる。  
2 部会に属すべき委員は、審議会の議を経て会長が指名する。  
3 部会に部会長及び副部会長を置き、部会の委員の互選でこれを定める。  
4 部会長は、部会の会務を掌理する。  
5 副部会長は、部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。  
6 前各項に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が会長の同意を得て定める。

## (幹事及び書記)

第9条 審議会に幹事及び書記若干人を置く。  
2 幹事及び書記は、市職員のうちから市長が任命する。  
3 幹事は、審議会の担当事務について委員を補佐し、書記は、上司の命を受けて会務に従事する。

## (委任)

第10条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

# 指標一覧

施策番号	指標番号	指標名	基準値 (基準年度)	中間目標値 (2022年度)	最終目標値 (2027年度)
		指標の説明			取得方法 又は出典名
1	1	市民等と行政が協働しておこなった事業などの件数(累計)	265件 (2016年)	320件	370件
		市民等との協働事業の件数をみることで、協働によるまちづくりの市民への浸透度を測ります。協働事業を明確にしその推進を図るため、庁内に周知します。			所属把握
	2	校区まちづくり協議会設立校区数(累計)	6校区 (2016年)	20校区	36校区
地域活動が小学校区単位で行われ、協働によるまちづくりの浸透度合いを測る指標です。全市域に協議会の設立を目指します。			所属把握		
3	3	なほ市民活動支援センターの延べ利用件数(人数)	2,975件 (19,923人) (2016年)	4,500件 (30,000人)	6,000件 (40,000人)
		市民活動センターの利用状況を把握することで、市民活動団体の連携状況を確認する指標です。市民活動支援センターの周知を図り広く利用を促進します。			所属把握
2	4	なほ市民協働大学・大学院卒業者数	319人 (2016年)	719人	1,119人
		協働によるまちづくりを実践する人材の育成・発掘を行っている協働大学・大学院の卒業者数をみることで、協働によるまちづくりの市民への浸透度を測ります。			所属把握
	5	協働大使委嘱者数	867人 (2016年)	1,267人	1,667人
		協働によるまちづくりを実践している協働大使の委嘱者数をみることで、まちづくり活動の浸透度を測ります。			所属把握
	6	那覇市人材データベース登録者数(累計)	9人 (2016年)	250人	470人
		協働によるまちづくりの推進度合いを測る指標です。市民が地域で活躍し、貢献できる場を設定します。			所属把握
	7	まちづくり活動に参加している市民の割合	30.9% (2016年)	36.9%	42.9%
協働によるまちづくりの浸透度合いを測る指標です。抜本的な取り組みを行い、市民参加を促す取り組みを図ります。			市民意識調査		
3	8	市内で保安灯を維持管理している団体に交付される保安灯電気料補助事業の申請団体数	195団体 (2016年)	200団体	215団体
		安全で住みよいまちづくりの推進には、保安灯の普及と地域コミュニティの醸成を図る必要があることから、地域住民が管理する保安灯団体数の増加を指標とします。			所属把握
	9	交通指導員が2名以上配置されている小学校区数	25校区 (2016年)	30校区	36校区
交通指導員の配置を全小学校区で2人以上確保することで、登下校時の交通事故防止と見守り活動の強化を図ります。			所属把握		
4	10	消費者教育に関する講演・研修会の開催回数	6回 (2016年)	11回	12回
		自立した消費者育成及び消費者被害の未然防止のため消費者教育の周知・啓発を図ります。			所属把握
	11	消費生活センター斡旋によって解決した案件の割合	18% (2016年)	19%	20%
		消費生活センターに寄せられた相談や苦情等について迅速かつ適正に解決または救済を図ります。			所属把握

# 指標一覧

施策 番号	指標 番号	指標名	基準値 (基準年度)	中間目標値 (2022年度)	最終目標値 (2027年度)
		指標の説明			
5	12	自治会等に対して実施する防災講話等の実施回数(単年度)	15回 (2016年)	20回	25回
		自治会等に対して実施する防災講話等の単年度実施回数を指標とします。			
	13	災害時応援協定締結事業者数(累計)	158事業者 (2016年)	180事業者	200事業者
		災害時応援協定締結事業者数の累計数を指標とします。			
14	住宅用火災警報器の設置率	53.2% (2016年)	65%	80%	
	住宅用火災の早期発見につなげる状況を見る指標です。個別訪問によって、一部設置・条例適合率の向上を目指します。				消防庁一斉調査
6	15	青少年ピースフォーラムに派遣する生徒の延べ人数	100人 (2016年)	120人	140人
		戦争の実相や平和の尊さを次の世代へ伝えていくための事業であることから、派遣した生徒数(延べ人数)を指標とします。			
	16	平和事業の充実	3件 (2016年)	5件	10件
		戦争の体験を伝え、平和の尊さを広める機会の実施状況を見る指標です。平和交流・男女参画課において主催・共催する平和事業の充実を図ります。			
7	17	那覇福州児童生徒交流祭における派遣児童生徒の延べ人数	140人 (2017年)	185人	215人
		姉妹・友好都市交流と青少年の国際感覚をもった人材育成につながる事業であることから、派遣した児童生徒数(延べ人数)を施策の進捗を図るための指標とします。			
	18	那覇市海外移住子弟研修生受入事業における研修生の延べ受入人数	33人 (2017年)	43人	53人
		市民との交流と移住国との友好親善に資する事業であることから、海外移住子弟研修生の受入人数(延べ人数)を施策の進捗を図るための指標とします。			
8	19	審議会等委員の女性登用率	37.9% (2015年)	39%	40%
		女性の政策・方針決定過程への参画状況に関する指標。各審議会において、男女のいずれか一方の委員の数が、委員の総数の10分の4未満とまらない状態をめざします。			
	20	なは女性センター講座の延べ受講者数	24,961人 (2016年)	28,560人	31,560人
		なは女性センター主催講座の受講者数から、男女共同参画についての意識啓発を見る指標。男女共同参画の推進につながる講座の開催に取り組みます。			
9	21	「地域見守り隊」の結成数	33団体 (2017年)	60団体	80団体
		「地域見守り隊」は、地域での孤立防止や安否確認を実施しており、地域の支え合いや、誰もが安心して暮らせるまちづくりの推進を測る指標です。			
	22	民生委員・児童委員の充足率	84.5% (2017年)	90%	92%
		民生委員・児童委員は、地域の身近な相談員であり、充足率の向上は、地域の支え合いや相談・支援体制づくりの推進を測る指標です。			

施策 番号	指標 番号	指標名	基準値 (基準年度)	中間目標値 (2022年度)	最終目標値 (2027年度)
		指標の説明			
10	23	地域包括支援センターにおける相談件数	13,783件 (2016年)	16,000件	18,000件
		地域包括支援センターは、地域包括ケアシステムの構築に重要な役割を担っており、当該システム構築に向けて多くの地域住民等に利用される施設を目指します。			
	24	介護予防に関する事業への参加人数	6,384人 (2016年)	7,300人	8,000人
		介護予防に向けた取り組みに多くの市民が参加することにより、介護を受けることなく、健康で自立した生活を過ごせる高齢者が増えることを目指します。			
	25	チャージんじゅうポイント制への登録者数	71人 (2016年)	85人	100人
		地域の高齢者施設等においてボランティア活動をすることによって役割を持ち、自らの介護予防や生きがいづくりに楽しみながら取り組める高齢者の増加を目指します。			
26	認知症サポーター養成講座の延受講者数	16,879人 (2016年)	28,000人	38,000人	
	今後、増加が予想される認知症高齢者を地域で支える基盤づくりを推進するため、認知症サポーター養成講座受講者の増加を目指します。				所属把握
11	27	一般就労後、就労定着支援を受けて1年以上の継続就労者の割合(年度)	—	8割	8割
		国が各市町村に対し示した第5期障害福祉計画(2018～2020)の成果目標に就労定着支援開始後1年以上継続している人が8割以上とするとされています。			
	28	施設入所から在宅生活に移行した障がい者数(累計)	3人 (2016年)	15人	30人
		障がいのある人の地域生活の実現状況をみる指標です。「なは障がい者プラン」の目標値を参考に、施設入所から地域生活移行への増加を目指します。			
29	障がい当事者の障害者差別解消法及び県条例に関する認知の割合	—	4割	6割	
	障がい当事者ご自身の権利の理解促進を目指します。				所属把握
12	30	生活保護世帯に属する子どもの高校進学率	86.1% (2016年)	90.8%	95.1%
		職業選択の可能性が上げられるように高等学校への進学率を全国平均並みに上げていきます。			
	31	生活保護世帯の高等学校中途退学率	2.64% (2016年)	2.20%	2.00%
		高校進学後に勉強の遅れや引きこもり、アルバイト等で中途退学してしまう高校生の割合を全国平均にまで引き下げていきます。			
	32	子どもの居場所の数	16ヶ所 (2016年)	26ヶ所	36ヶ所
子どもたちが夢を持って成長できる指標の一つとして、日常的に子どもの見守りや安心できる居場所を小学校区毎(36ヶ所)に設置します。				所属把握	
13	33	主食・主菜・副菜を組み合わせた食事が1日2回以上の日がほぼ毎日の者の割合	—	57%	62%
		肥満予防、肥満改善のために望ましい食生活について理解し、適正体重を維持するための食生活習慣を実践している人の指標です。			

# 指標一覧

施策番号	指標番号	指標名	基準値 (基準年度)	中間目標値 (2022年度)	最終目標値 (2027年度)
		指標の説明			取得方法 又は出典名
13	34	運動習慣者の割合(20～64歳)	男性：36.7% 女性：28.6% (2012年)	男性：47% 女性：39%	男性：48.3% 女性：40.3%
		自分の体力や健康状態を把握し、自分に合った運動を実践している人の指標です(1日1回30分以上の汗をかく運動を週2回以上、1年以上実施しているもの)。			国保健康診査・特定健診問診
	35	生活習慣病のリスクを高める量を飲酒している者の割合(40～74歳)	男性：25.8% 女性：28.9% (2012年)	男性：19.4% 女性：13.7%	男性：17.8% 女性：9.9%
		飲酒が健康に及ぼす影響を正しく理解し、生活習慣病を防ぐため、多量飲酒者の減少割合を見る指標です。			国保特定健診問診
	36	20代、30代の男女の喫煙している者の割合	20代 男性：43% 女性：24.1% 30代 男性：38.2% 女性：23.8% (2012年)	20代 男性：23.2% 女性：7.1% 30代 男性：23.2% 女性：7.1%	20代 男性：20.7% 女性：5.4% 30代 男性：21.3% 女性：5.4%
生活習慣病等の発症や重症化予防のため、喫煙者の減少割合を見る指標です。			国保健康診査問診		
37	「健康づくり市民会議」で健康づくりを計画的に推進する団体数	36団体 (2016年)	45団体	50団体	
	社員及び市民の健康づくりに取り組んでいる団体の指標です。			所属把握	
14	38	ゲートキーパー養成講座受講者数(累計)	462人 (2016年)	962人	1,462人
		身近な人が自殺のサインに気づき、適切な対応ができるようになるためのゲートキーパー養成講座の受講者(累積者数)を増やします。			所属把握
39	人口10万人当たりの自殺者数(実数)	21.9 (70人) (2012年)	17.5 (56人)	16.8 (53人)	
	中間目標は、市民の人口10万人対での自殺による死亡者数の割合を基準年度より20%以上(国・県の目標値に準ずる)減少させ、最終目標は、平成27年度に比べ30%以上(「自殺総合対策大綱(平成29年7月閣議決定)」に基づく)減少させることを目指します。			人口動態統計	
15	40	3歳児健康診査受診率	81.2% (2015年)	85%	90%
		3歳児健診受診対象者の中で、実際に受診した人の割合をみる指標です。			乳幼児健康診査報告書
41	子育てについて、身近に相談できる人がいると答える人の割合	96% (2015年)	97%	98%	
	乳幼児健康診査受診票の中で、身近に子育ての相談ができる人がいる人の割合をみる指標です。			乳幼児健康診査報告書	
16	42	紹介率(紹介患者数/初診患者数×100)	75.2% (2016年)	80%	80%
		地域医療支援病院の承認要件であり、紹介患者に対し、医療を提供する体制が整備されているかをみる指標です。紹介率65%以上かつ逆紹介率40%以上が要件となります。			所属把握

施策 番号	指標 番号	指標名	基準値 (基準年度)	中間目標値 (2022年度)	最終目標値 (2027年度)
		指標の説明			取得方法 又は出典名
16	43	逆紹介率(逆紹介患者数/初診患者数×100)	70.1% (2016年)	80%	80%
		地域医療支援病院の承認要件であり、紹介患者に対し、医療を提供する体制が整備されているかをみる指標です。紹介率65%以上かつ逆紹介率40%以上が要件となります。			所属把握
17	44	救急隊現場到着所要時間	9.9分 (2016年)	8.6分	6.5分
		119番通報から救急隊現場到着までの時間で、救命率につながる効果を見る指標です。現場到着所要時間の短縮を目指します。			所属把握
	45	応急手当講習会の受講者数	70,085人 (2016年)	113,085人	150,000人
市民自身による緊急時の自主救護能力を見る指標です。那覇市の1世帯1人を目標とした累計受講者数を目指します。那覇市の世帯数149,528世帯(2017年2月末現在)			所属把握		
18	46	特定健康診査の受診率 (40代～50代の働き盛り世代)	25.9% (2015年)	30.9%	35.9%
		生活習慣病予防に有効とされる健診の受診率をみる指標です。那覇市特定健康診査等実施計画の目標値達成に向けて、40代～50代の働き盛り世代の受診率向上を目指します。			(法定報告値) KDBシステム
	47	メタボリックシンドローム該当者及び予備群者の改善率	18.1% (2015年)	19%	20%
前年度の特定健診結果で、生活習慣病の前段階であるメタボリックシンドローム該当者とその予備群者と判定された者のうち、改善した人の割合をみる指標です。			(法定報告値) KDBシステム		
19	48	食品等の試験検査の実施数	152件 (2016年)	168件	185件
		年度ごとに策定する監視指導計画における食品等試験(収去)検査実施件数とします。			所属把握
20	49	結核罹患率(人口10万対)	19.7人 (2016年)	17人	13人
		結核や感染症に関する正しい知識の普及啓発をすることで、結核の罹患率を抑えます。			所属把握
	50	健康危機管理訓練	年1回 (2016年)	年1回	年1回
健康危機に備えるため新型インフルエンザ発生訓練などを年に1回行います。			所属把握		
21	51	保育所等利用待機児童数	559人 (2016年)	0人	0人
		厚生労働省が毎年4月に実施している「保育所等利用待機児童数調査」の人数です。希望の保育所等をいつでも利用できる状況を目指します。			保育所等利用待機児童数調査
52	52	教育・保育施設の利用状況	60% (2016年)	73%	86%
		3歳児が教育・保育施設(保育所、認定こども園、幼稚園など)を利用している割合です。全国平均と同水準となることを目指します。			所属把握
22	53	育児支援家庭訪問事業の訪問延べ件数	1,846件 (2016年)	1,900件	2,000件
		育児不安を抱える家庭、虐待リスクのある家庭等へ専門支援員等が援助を行なうために訪問した延べ件数です。			所属把握

# 指標一覧

施策 番号	指標 番号	指標名	基準値 (基準年度)	中間目標値 (2022年度)	最終目標値 (2027年度)
		指標の説明			取得方法 又は出典名
22	54	保育園、認定こども園等への巡回指導、訪問件数	210件 (2016年)	231件	254件
		発達支援児を受け入れている保育園、認定こども園、幼稚園において適切な指導等が行なわれるよう専門職員を派遣した件数です。			所属把握
23	55	全国学力・学習状況調査における全国平均正答率との差(中学校数学)	A: -4.2ポイント B: -2.8ポイント (2016年)	A: 0ポイント B: 0ポイント	A: 0ポイント B: 0ポイント
		全国平均正答率との差を指標とします。数値が0は平均値、プラスで平均値以上となります。Aは基礎基本、Bは応用の問題です。			全国学力・学習状況調査
	56	学校に行くことが楽しいと感じる児童生徒の割合	①59.1% ②40.5% (2017年)	①65% ②45%	①70% ②50%
		「学校に行くのは楽しいと思いますか」の設問に対し、「そう思う」とする割合を指標とします。①は小学生②は中学生の割合です。			全国学力・学習状況調査
57	不登校児童生徒の割合	①0.41% ②3.35% (2015年)	①0.40% ②2.90%	①0.39% ②2.83%	
	文部科学省が行っている全国的な調査であり、その調査に含まれる不登校児童生徒の割合を指標とします。①は小学生②は中学生の割合です。			児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査	
24	58	新耐震基準に適合する校舎などの割合	78% (2016年)	99%	100%
		耐震基準を満たす校舎等の整備の度合いから、学校の補修・整備の実施状況を見ようとする指標です。新耐震基準に適合する割合を2023年度までに100%にすることを目指します。			所属把握
25	59	公民館における地域連携・世代間交流事業実施の満足度	90% (2016年)	93%	95%
		地域人材の活用や地域と連携した事業、また異世代を対象とした講座等の満足度を指標とします。			所属把握
	60	図書館来館者数	469,305人 (2016年)	478,300人	485,800人
		全7館の年間来館者数の総計を指標とします。			所属把握
61	レファレンス(調査相談)件数	907件 (2016年)	1,700件	1,900件	
	利用者の調べものを支援するサービスの件数を指標とします。			所属把握	
26	62	那覇市主催のスポーツ・レクリエーション大会等への参加者数	6,613人 (2016年)	7,400人	8,000人
		市民のスポーツ活動の状況を見る指標です。那覇市主催の各種スポーツ・レクリエーション大会等へ参加する市民の増加をめざします。			所属把握
27	63	地域学校連携施設延べ利用回数	7,884回 (2015年)	9,000回	10,000回
		小中学校の地域連携施設を開放することにより、生涯学習を推進し学校を拠点としたコミュニティづくりに努めます。			所属把握

施策 番号	指標 番号	指標名	基準値 (基準年度)	中間目標値 (2022年度)	最終目標値 (2027年度)
		指標の説明			
27	64	放課後子ども教室等が設置されている小学校区数	30校区 (2016年)	36校区	36校区
		放課後の居場所づくりとして放課後子ども教室等が設置されている小学校区の数です。全小学校区の設置を目指します。			
	65	学校体育施設の利用率	94% (2016年)	95%	95%
		市民のスポーツ活動の状況を見る指標です。現在の高い利用率(%)の維持をめざします。			
28	66	焼物博物館、歴史博物館、識名園、玉陵、伝統工芸館の入館・入園者数	184,126人 (2016年)	193,332人	202,538人
		5施設の入館・入園者数を基準年度から10%の増加を目指す。中間年度では5%の増加を目指します。			
	67	講座・解説会など実施回数	55回 (2016年)	60回	65回
		5施設で行う講座・解説会等の実施回数を増やすことで、各施設の広報活動充実の施策として教育普及活動及び共催事業を強化します。			
29	68	主要文化施設利用者の満足度 (新文化芸術発信拠点施設、パレット市民劇場、那覇市民ギャラリー)	60% (2016年)	70%	80%
		市の文化施設の利用者の満足度から施設運営等へ反映させる指標として市民サービス向上へとつなげます。			
	69	市民が文化活動を主体的に行う機会や、優れた文化や地域文化を觀たり、ふれる機会が充実しているまちと思う人の割合	36% (2016年)	50%	60%
文化にふれあっている実感の割合から、市民文化が育まれている度合いを見るための指標です。新拠点施設の有効活用により割合の向上を目指します。				市民意識調査	
	70	主要文化施設稼働率 (市民会館、パレット市民劇場、市民ギャラリー)	66% (2016年)	73%	76%
		市の文化施設の稼働率から、市民の文化活動の活動度合いを推測しようとする指標です。(施設における利用日数/利用可能日数)			
30	71	延べ市内宿泊客数	637万泊 (2016年)	1,116万泊	1,587万泊
		那覇市の観光統計をもとに算出しています。(市内宿泊人数×市内平均宿泊数)			
	72	観光客一人当たりの市内消費額	73,003円 (2016年)	85,747円	96,367円
		宿泊費、土産品費、交通費、飲食娯楽費、雑費の合計を航空乗客アンケート調査結果をもとに算出しています。			
31	73	観光収入額	3,187億円 (2016年)	4,158億円	5,030億円
		那覇市の観光統計をもとに算出しています。(市内宿泊人数×観光客一人あたり市内消費額)			

# 指標一覧

施策番号	指標番号	指標名	基準値 (基準年度)	中間目標値 (2022年度)	最終目標値 (2027年度)
		指標の説明			取得方法 又は出典名
31	74	市内宿泊日数	1.46泊 (2016年)	2.3泊	3.04泊
		那覇市の観光統計をもとに算出しています。(延べ収容日数×定員稼働率)			那覇市の観光統計 (国内観光客)
32	75	那覇市へ進出した情報通信関連企業数(累計)	266社 (2016年)	525社	926社
		情報通信関連企業の誘致促進による成果指標です。			沖縄県情報通信関連企業雇用状況調査
	76	那覇市へ進出した情報通信関連企業による雇用者数(累計)	13,114人 (2016年)	25,883人	45,652人
		情報通信関連企業の誘致促進による成果指標です。			沖縄県情報通信関連企業雇用状況調査
77	市民所得	2,485千円 (2014年)	2,700千円	3,000千円	
市民所得の向上を目指す指標です。			沖縄県調査		
33	78	窓口相談から結びついた創業数	5件 (2016年)	50件	100件
		相談支援充実による創業数向上を目指す指標です。			所属把握
	79	開業率	7.98% (2014年)	10%	12%
		市域においてスタートアップ等の施策の充実による開業率向上を目指す指標です。			経済センサス基礎調査
	80	廃業率	7.77% (2014年)	6%	5%
市域においてフォローアップ等の施策の充実による廃業率改善を目指す指標です。			経済センサス基礎調査		
81	第3次産業市内純生産額(百万円)	805,498 (2012年)	845,772	888,060	
市域の第3次産業の経済状況を見る指標です。			県民経済計算		
34	82	那覇市農業算出額	156千万円 (2015年)	176千万円	195千万円
		農業振興の状況を見る指標です。市在住農家の農業算出額を参考に、さらなる増額をめざします。			市町村別農業算出額(推計) (農林水産省)
83	那覇市海面漁業生産量(まぐろ類)	4,839トン (2015年)	5,444トン	6,049トン	
	漁業振興の状況を見る指標です。本市の主要水産物であるマグロの漁業生産量を参考に、さらなる増加をめざします。			沖縄農林水産統計年報 (内閣府沖縄総合事務局)	

施策 番号	指標 番号	指標名	基準値 (基準年度)	中間目標値 (2022年度)	最終目標値 (2027年度)
		指標の説明			取得方法 又は出典名
35	84	那覇港の取扱貨物量	1,156万トン (2016年)	1,600万トン	1,800万トン
		港における物流利用の状況を見る指数です。			沖縄県アジア 経済戦略構想 推進計画 那覇港長期構想 検討委員会資料
36	85	オープンデータの公開数	—	30件	50件
		オープンデータの公開状況をみるための指標です。			所属把握
36	86	オープンデータを活用したアプリケーション数	—	5件	10件
		オープンデータを活用し、市民の利便性の向上や地域の課題解決をテーマに作成されたアプリケーション数を見るための指標です。			所属把握
37	87	沖縄県ワーク・ライフ・バランス企業認証制度の認 証市内企業数	17企業 (2016年)	42企業	67企業
		市内事業所において従業員が安心して働き続けることのできる職場環境を整備します。			沖縄県事業統計
38	88	就職に結びついた相談数 (なはし就職・創業なんでも相談センター)	50件 (2016年)	100件	200件
		相談支援充実による就職者数向上を目指す指標です。			所属把握
	89	就業者数	156,511人 (2014年)	160,000人	164,000人
		市域の就業者数の維持向上を目指す指標です。			経済センサス
39	90	中心商店街の歩行者通行量(平日)	97,925人 (2016年)	107,000人	114,000人
		中心商店街が地元客や観光客に活用されている度合をみる指標です。地元客及び観光客の歩行者通行量増を目指します。			那覇市中心 商店街通行量調査
	91	中心市街地の従業者数	26,412人 (2014年)	26,800人	27,100人
		雇用の供給力や就業の場としての魅力などを表す従業者数を「経済活動の活発さ」を推し計る指標とします。			経済センサス
	92	中心商店街へ行く那覇市民の割合 (月に1～2回以上)	36% (2016年)	38%	41%
		中心商店街が地元客に活用されている度合をみる指標です。地元客の来街数増を目指します。			市民意識調査
40	93	老朽アーケードの課題解決に取り組む商店街等の数	—	7ヶ所	13ヶ所
		中心商店街において、安全性確保や魅力向上のためにアーケードの課題解決に取り組む商店街数増を目指します。			所属把握
	94	公衆用トイレや駐輪場などの課題解決に向けた施設 整備等への取り組み事例数	—	5件	10件
		中心商店街において、利便性向上のための課題解決に向けた施設整備の取り組み数増を目指します。			所属把握
41	95	地球温暖化を防ぐための実践項目数	5項目 (2016年)	8項目	10項目
		市民のエコライフの実践状況を見る指標です。			市民意識調査

# 指標一覧

施策番号	指標番号	指標名	基準値 (基準年度)	中間目標値 (2022年度)	最終目標値 (2027年度)
		指標の説明			取得方法 又は出典名
42	96	ごみの排出量(1人/1日)	771g (2016年)	735g	713g
		1人1日あたりのごみの排出量をみる指標です。 ごみの総排出量から資源化物を除いた量/人口(外国人含む)/365日により算出します。			所属把握
42	97	リサイクル率	14.24% (2016年)	22%	25%
		ごみの総排出量のうち、資源化物として回収されたごみの割合を示す指標です。 資源回収量/ごみの総排出量により算出します。			所属把握
	98	拠点回収事業実施団体数	36ヶ所 (2016年)	45ヶ所	54ヶ所
		各年度末の拠点回収事業実施団体数を指標とします。			所属把握
43	99	都市景観形成地域における赤瓦などの工事への助成数(累計)	210件 (2016年)	260件	310件
		都市景観形成地域に指定されている3地区で、伝統的な素材である琉球赤瓦や琉球石灰岩等、景観形成に資する工事費用に対し、助成金を交付した件数の累計です。			所属把握
	100	屋外広告物の許可申請件数(件/年)	197件/年 (2016年)	250件/年	300件/年
		より良い景観づくりにつながるための指標で、届出義務のある屋外広告物の年間許可申請件数です。			所属把握
44	101	河川の水質が改善している箇所(河川:C類型)	96% (2016年)	96%	100%
		市内の25地点で実施している河川(環境基準C類型(BOD値5mg/L以下))の達成率です。 排水溝については、監視及び指導により環境基準E類型を目指します。			所属把握
	102	自然観察会等へ参加する市民の満足度	70% (2017年)	75%	80%
		ホテル観察会等各啓発事業に参加する市民の、事業内容に対する満足度(参加意欲等)の割合を示す指標です。講座内容の改善などに繋がっていきます。			所属把握
45	103	一人当たり都市公園面積	5.67㎡/人 (2016年)	6.22㎡/人	6.63㎡/人
		都市の緑地の充実度をみる指標です。条例では10㎡/人を標準としており、公園の整備計画に基づき目標値を設定しています。			所属把握
	104	緑化推進事業への市民参加数	4,300人 (2016年)	4,730人	5,160人
		緑化推進事業に関する市民の参加状況をみる指標です。花いっぱい運動推進事業及び緑化センターにおける緑化推進事業参加者数の合計人数となっております。			所属把握
46	105	道路ボランティア、グリーン・ロード・サポーター活動団体数	111団体 (2016年)	142団体	172団体
		活動団体を毎年6団体ずつ増やしていくことを目標にして、目標値を設定しています。			所属把握
46	106	違反簡易広告物除却活動団体数	8団体 (2016年)	13団体	18団体
		活動団体を毎年1団体ずつ増やしていくことを目標にして、目標値を設定しています。			所属把握
47	107	密集市街地の改善に取り組んだ地区数(累計)	—	5地区	10地区
		密集市街地の改善に向けた地区の取り組み状況をみる指標です。			所属把握

施策 番号	指標 番号	指標名	基準値 (基準年度)	中間目標値 (2022年度)	最終目標値 (2027年度)
		指標の説明			
47	108	2項道路後退済表示板設置件数(累計)	448件 (2016年)	825件	1,200件
		狭あい道路を後退した旨を表示する後退済表示板の設置件数をみる指標です。			
	109	地籍調査の実施率	70% (2016年)	80%	90%
本市の地籍調査実施区域の割合をみる指標です。				所属把握	
	110	耐震基準を満たしている多数の者が利用する建築物の割合	89.21% (2016年)	95%	97%
		耐震化率を測る指標。那覇市耐震改修促進計画に基づく耐震化率を目標値とします。			
48	111	交通体系の整備に対する満足度	36.8% (2014年)	40%	50%
		道路整備やバスやモノレール、タクシーの利用環境など、総合的な交通体系整備について、快適性などを向上させることを目標値とします。			
	112	混雑時平均旅行速度	15.9km/h (2014年)	18km/h	20km/h
		本市の混雑時の平均旅行速度は全国ワースト1となっており、混雑の解消の指標となる20km/h以上(警察庁)を目標値とします。			
49	113	市営住宅の建替更新戸数	1,648戸 (2016年)	2,420戸	2,932戸
		市営住宅居住者への安全で快適な住戸の確保の度合いをみる指標です。市営住宅の完成計画戸数に基づき、更新を目指します。			
	114	市営住宅における多子世帯向け住宅の供給戸数	138戸 (2016年)	288戸	358戸
		子育て世帯が安心して暮らしていけるよう、市営住宅での多子世帯向け住戸の確保の度合いを見る指標です。			
50	115	狂犬病予防注射接種率	55.4% (2016年)	57.5%	60%
		適正飼養に関する意識の啓発状況をみる指標です。愛護動物の適正飼養の推進を図るなかで、狂犬病予防注射接種率の向上を目指します。			
	116	犬猫の収容数	283頭 (2016年)	240頭	200頭
		適正飼養等に関する意識の啓発状況をみる指標です。愛護動物の適正飼養の推進を図り、収容・抑留数の減少を目指します。			
51	117	都市計画道路の整備率	73.0% (2017年)	75.5%	78.0%
		都市計画道路の整備状況を見る指標です。2017(平成29)年度時点の都市計画決定路線を2027年度までに整備率5.0%増を目標値にします。			
51	118	歩道の整備延長(累計)	122,600m (2017年)	126,100m	129,600m
		歩道等の整備状況を見る指標です。都市計画道路を含む歩道等の新設及び改良を2027年度までに整備延長7,000m増を目標値とします。			

# 指標一覧

施策 番号	指標 番号	指標名	基準値 (基準年度)	中間目標値 (2022年度)	最終目標値 (2027年度)
		指標の説明			取得方法 又は出典名
52	119	基幹管路の耐震化率	22.8% (2015年)	53.4%	67.3%
		水道の基幹管路の全てについて耐震化の進捗状況をみる指標です。			所属把握
53	120	下水道処理人口普及率	98.1% (2016年)	98.5%	98.9%
		下水道普及をより向上させる指標です。 下水道利用可能人口を増加させて、公衆衛生の向上と公共用水域の水質を保全します。			所属把握
	121	下水道接続率	95.5% (2016年)	96.8%	97.5%
		下水道接続をより向上させる指標です。 下水道利用人口を増加させて、生活環境の改善と公共用水域の水質保全に貢献します。			所属把握
122	污水管きよの改築延長(累計)	—	20.4km	40.7km	
	污水管きよの維持管理延長のうち、総合計画期間中に老朽化した管きよを改築する指標です。 改築を進めることにより、管きよを健全化していきます。			所属把握	
54	123	まちづくりに取り組む市民組織等へのアドバイザーの派遣数(累計)	—	3件	5件
		地域特性を活かした地区レベルのまちづくり活動の活性化状況をみる指標です。			所属把握
	124	土地利用の誘導に資する都市計画決定・変更の件数	—	8件	16件
		望ましい土地利用の誘導に向けた柔軟な都市計画制度の運用状況をみる指標です。			所属把握
55	125	那覇軍港跡地利用計画の策定	平成7年度基本 構想 (2016年)	跡地利用計画 (案)の策定	跡地利用計画の 策定
		2028年度の返還に向けた跡地利用計画の策定を指標とします。			所属把握
	126	地権者情報誌の延べ発行回数	20回 (2016年)	32回	42回
		地権者への情報提供のため年に2回程度発行している情報誌の延べ発行回数を合意形成活動の進捗を図るための指標とします。			所属把握
56	127	市職員数	2,352人 (2016年)	2,400人	2,400人
		職員数から行政組織の効率性をみようとする指標です。 職員数は各年度の定員管理調査の職員数とします。			総務省定員 管理調査
	128	職員の職場研修・職場外研修への延べ参加人数	14,566人 (2016年)	15,500人	16,100人
		業務に関連する知識・技能・態度等の研修を通じて、職員の職務遂行能力や政策形成能力等の開発をおこなう指標です。			所属把握
57	129	オンラインで手続きを行った件数の割合	24% (2016年)	30%	35%
		電子申請等の手続きを導入している業務について、オンラインへの移行状況をみるための指標です。			所属把握

施策 番号	指標 番号	指標名	基準値 (基準年度)	中間目標値 (2022年度)	最終目標値 (2027年度)
		指標の説明			
57	130	A.A.O.ウェブサイトクオリティ実態調査	F (2017年)	E	C
		公共機関ホームページの約9,000サイトの品質を実態調査。全てのページにおいて、アクセシビリティ及びユーザビリティの達成度を調査します。			
58	131	窓口サービスに満足している人の割合	93% (2016年)	93.5%	94%
		窓口サービス全般への満足度を見る指標です。毎年期間をきめてアンケート調査を実施しています。			
	132	総合的な行政経営システムの構築	個別システムでの運用 (2017年)	総合システムの研究と構築	総合システムの運用と検証
		総合的な行政経営システムの構築と運用することを目標とします。			
59	133	経常収支比率	89.8% (2016年)	88.9%	88.0%
		地方税や普通交付税などの経常的な収入を、義務的経費(人件費、扶助費及び公債費)などの経常的な支出に充てる割合です。			
	134	実質公債費比率	12.8% (2016年)	10.0%	7.1%
		公債費等の大きさを、財政規模(収入)に対する割合(三年平均)で表したものです。			
	135	将来負担比率	81.8% (2016年)	73.4%	64.9%
		市債等の残高の大きさを、財政規模(収入)に対する割合で表したものです。			
136	市税収納率	97.9% (2016年)	97.9%以上	97.9%以上	
	収納済額(納付された額) / 調定額(納付されるべき額) × 100(%) で算出します。				決算状況

これらの指標は、施策の中で取り組まれる事業に明確な方向性を与えるための目標です。

施策に掲げたまちをつくるために様々な事業を実施しますが、取り組みを代表し、測定可能な指標の設定に留意しました。

指標の設定にあたっては、行政が「どれだけやるか」という活動の量的な指標(活動指標)や「どれだけ役に立ったか」という成果に関する指標(成果指標)を設定しています。



**なはで暮らし、働き、育てよう！笑顔広がる元気なまち NAHA**  
**～みんなでつなごう市民力～**

2017年12月策定 2018年3月発行

【編集・発行】

那覇市企画財務部企画調整課

〒900-8585 沖縄県那覇市泉崎1丁目1番1号

TEL (098) 867-0111(代表)

【印刷】

株式会社 平山印刷

